

函 都 景

令和 8 年 (2026年) 2 月 20 日

経済建設常任委員会委員 各位

都市建設部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

株式会社はこだて西部まちづく Re-Designの今後の経営体制について

〔都市建設部まちづくり景観課〕
電話 21-3357

株式会社はこだて西部まちづくRe-Designの今後の経営体制について

1 会社設立の経緯

株式会社はこだて西部まちづくRe-Design（以下「HWeR」という。）は、西部地区再整備事業を推進する民間の実施団体として、官民共同出資により設立した。

設立にあたっては、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）や観光遺産産業化投資事業有限責任組合（以下「REVICファンド」という。）から取締役派遣や出資の支援を受けてきたところである。

このたび、これらの支援が令和8年6月を目途に終了する旨が示されたことから、地域主体による安定的な経営体制への移行が必要となった。

- ・ 令和元年7月 函館市西部地区再整備事業基本方針策定
- ・ 令和3年7月 HWeR設立（発起人：函館市および商工会議所）
- ・ 令和3年8月 経営体制変更（REVICファンド・地域事業者等の出資）

2 HWeRの主な業務内容

HWeRでは、函館市西部地区再整備事業基本方針に掲げる「既存ストック活性化プロジェクト」を推進するため、函館市が策定した実施方針に基づき、まちづくり活動を行う関係者との連携・調整や低未利用不動産の活用に関する業務を実施する。

(1) 重点整備街区再整備事業

再整備の必要性が高い街区のうち、空家・空地の低未利用不動産について所有者などと協議・調整を行い、整備内容の検討を進めるとともに、有効活用に向けた調査やマッチングを行う。

(2) 民有・公有不動産再整備活用事業

歴史的建造物や空家等について、地区の魅力向上やにぎわい創出に資する先導的な活用を行うとともに、地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえ、事業者に対し、低未利用不動産等の情報提供や現地案内、活用に関する企画提案、関係機関との連携などを通じた誘致活動を行う。

(3) その他事業

交流事業の企画や運営、地域資源の魅力発信などに加え、歴史的建造物の活用をはじめとする各種事業を進めるなかで、まちづくり活動への多様な参画機会を提供し、担い手の育成につながる環境づくりを行う。

3 REVIC支援終了後の対応方針（予定）

(1) 出資構成

REVICファンドの保有株式は、地域事業者等に有償譲渡



(2) 取締役構成

REVICによる取締役派遣の終了に伴い、地域事業者等から選出



※最大

(3) 運営体制

REVICから派遣された取締役を中心に運営してきたが、支援の終了に伴い、今後は地域事業者等を中心とした運営体制に移行



4 スケジュール（予定）

- ・ 令和8年5月下旬 REVICファンド保有株式の譲渡
- ・ 令和8年6月下旬 取締役の選任
代表取締役の選定